

公益財団法人身体教育医学研究所 飲食規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 13 号

(目 的)

第1条 この規程は、法人の会議等にもなう飲食について必要事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、法人の会議に出席する役員、評議員、正規職員、臨時職員及び関係者に適用する。

(取扱部署)

第3条 会議の飲食に関する取扱い部署は、総務部とする。

(飲食費用の基準)

第4条 飲食費用は、費用全額を参加人数で割った金額のうち、外部関係者分及び端数については法人負担とし、内部関係者1名につき次の規定額まで支給とする。

(1) 正午から午後5時までの時間帯の会議にもなう飲食 税込1,000円

(2) 午後5時を超えた時間帯の会議にもなう飲食 税込3,000円

2 前項の規定額を超えた分は自己負担とする。但し、事務処理規程に基づく決裁がある関係者との場合はこの限りでない。

(飲食費用の支給方法)

第5条 飲食費用は法人名義の領収書(請求書を含む)及び、飲食費用支給申請書を確認し、前条の規定額を後日支給する。又、飲食を提供した業者には前条の規定額と自己負担金を合わせ後日支払する。

(その他費用の支払)

第6条 飲食をともなう会議に発生すべきタクシー代については、飲食費用支給申請書で事前に所属長の許可を得た件についてのみ、最も経済的かつ通常である経路を使用した法人名義の領収書に基づき、実費を後日支払する。

(申 請)

第7条 会議の飲食に際しては飲食費用支給申請書に必要な事項を記載し、事前に所属長の許可を得るものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。